附則第一条第七号中「第二条第二項第二号及び」を削り、「第三十五条の四の三を第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の五を第三十五条の四の六」に、「を第三十五条の四の三とし」を「から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ」に、「並びに同令第四十八条の九の十七の次に一条を加える改正規定」を「、同令第四十八条の九の十八の次に一条を加える改正規定及び同令第五十七条の二の五第二項の改正規定並びに附則第十条の規定」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二　第一条中地方税法施行令第八条の十五の改正規定（「同条第五項の」を「同項の」に、「基因して同条第七項」を「基因して法第五十三条第七項」に改める部分を除く。）、同令第八条の十六の改正規定、同令第八条の十八の改正規定（「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に改める部分に限る。）、同令第八条の十九、第八条の二十一及び第八条の二十二の改正規定、同令第八条の二十四の改正規定（「のうち同条第十五項」を「のうち法第五十三条第十五項」に、「同条第十五項の」を「同項の」に改める部分を除く。）、同令第九条の改正規定、同令第二十条の三の改正規定（同条第一項の表法人税法第五十七条第二項の項及び法人税法第五十七条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分、同表法人税法施行令第百十二条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分、同表法人税法施行令第百十二条第七項の項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分及び同条第三項中「九年」を「十年」に改める部分に限る。）並びに同令第二十一条第一項の改正規定　平成三十年四月一日

附則第四条及び第六条中「新令」を「地方税法施行令」に改める。

附則に次の一条を加える。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第十条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の五」に、「第三十五条の四の五第一項」を「第三十五条の四の六第一項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第六条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十中「第二項第二号」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額に同条第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額」を加える。

第二百十条の十二第一項中「財政需要額（以下」を「財政需要額（次項及び第二百十条の十五において」に改め、「第一条第二項において同法」を削り、「による読替えをして」を「により読み替えられた同法第一条第二項において」に改め、「により特別区が課する税」の下に「（以下この項において「特別区が課する税」という。）」を加え、「において読替えをして」を「において」に、「第百四十三条第一項」を「第百七十七条の六第一項」に、「自動車取得税に」を「環境性能割に」に、「自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」に、「財政収入額（以下」を「財政収入額（次項及び第二百十条の十五において」に改め、同条第二項ただし書中「合算額（以下」の下に「この章において」を加える。

（地方財政法施行令の一部改正）

第七条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の見出し及び同条中「平成二十四年度及び」を削り、同条の表第十三条第一号イの項中「及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第九条の規定による廃止前の」を加える。

附則第十四条を附則第十七条とする。

附則第十三条の見出し中「以後」を「及び平成三十一年度」に改め、同条中「以後の各年度」を「及び平成三十一年度」に改め、「、当分の間」を削り、「附則第十一条」を「附則第十二条」に改め、同条を附則第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成三十二年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十六条　平成三十二年度以後の各年度における第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十二条（見出しを含む。）中「平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第十一条の次に次の二条を加える。

（平成二十九年度及び平成三十年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十二条　平成二十九年度及び平成三十年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	第十四条	
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条第一号ロ	地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条第二号から第四号まで	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令
	基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）

（附則第一条の見出し中「以後」を「から平成二十八年度まで」に改め、同条中「以後」を「から平成二十八年度まで」に改め、「、当分の間」を削り、同条の表第十三条第一号イの項中「及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第九条の規定による廃止前の」を加える。）